

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年6月1日（平成28年（行情）諮問第397号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（行情）答申第684号）

事件名：安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 第15回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 席上回収資料

文書2 第17回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 席上回収資料

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月9日付け閣安保第211号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、本件対象文書の全てを不開示としたことの取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が行った「『安全保障法制整備に関する与党協議会』」に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は平成27年3月1日～末日までにつづられたもの）。*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求における「安全保障法制整備に関する与党協議会」（以下「与党協議会」という。）とは、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書を受け、自民、公明両党により、切れ目のない対応を可

能とする国内法整備の作業を進めるにあたり検討を行うために開催されたものである。

本件対象文書は与党協議会に関して作成又は取得した文書である。

3 原処分の妥当性について

文書1及び文書2は、与党協議会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月20日 | 審議 |
| ④ 同年12月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 平成29年1月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1及び文書2である。諮問庁は、本件対象文書が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件開示請求に対し特定された文書は、平成26年7月1日に決定された閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障

法制の整備について」の内容を踏まえその具体化を図るべく、政府関係者の同席の下、対象とすべき法律事項等について検討を行った与党協議会のうち、平成27年3月中に開催された会合の配布資料である。このうち、原処分で不開示とされた本件対象文書は、与党協議会における席上回収資料であり、法整備を行う必要がある事項等について検討を行った文書である。

当該文書は、これを公にすることにより、与党協議会における安全保障法制の整備に係る具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり、平和安全法制関連法案の成立以降である原処分時点においても、将来実施する可能性がある同種の審議又は検討作業等において、関係者が忌たんのない意見交換を行うことが困難なおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久